

# 三重県建設産業活性化プラン

平成24年3月  
三重県

## はじめに

私たちの社会には、大きな枠組みの変化が起こっています。また、昨今の社会経済情勢は依然として厳しい状況が続いています。三重県では、こうしたことに対応し、県民の力を結集し「幸福実感日本一の三重」をめざそうと、今後10年間のあるべき姿を展望した「みえ県民力ビジョン」をとりまとめました。

この新しい三重を創る重要な柱の一つに、命と暮らしの安全・安心が確保された社会の実現があります。このため、今後4年間の「行動計画」において、東日本大震災や紀伊半島大水害の教訓等を踏まえ、災害は必ず起こるものとの前提で、地震・津波、風水害への対策を盛り込み、緊急かつ集中的に取り組んでまいり所存です。このうち、大規模災害時の命をつなぐ救援ルートの確保、いわゆる道路啓開等の緊急的な対応などは、地域の実情を熟知した建設業の活動なくしては対応ができません。しかしながら、地域の建設業は厳しい経営環境に置かれているところです。

こうしたことから、良質な社会資本の整備、また、災害時等の安全・安心や地域の雇用の確保など重要な役割を担っている建設産業の活性化を図るため、三重県では、建設業界と連携のうえ「三重県建設産業活性化プラン」をまとめました。

今後、県と建設業界が共に力をあわせて取組を進め、地域の建設業の元気を回復させることにより、県民が安全に安心して住むことのできる災害に強い県土をつくっていきたいと考えています。

平成24年3月



三重県知事 鈴木英敬

# 目 次

## 第 1 章 三重県建設産業活性化プラン策定にあたって

1. 策定趣旨	.....	1
2. 取組体制	.....	1
3. 取組期間	.....	1

## 第 2 章 建設業の役割・現状・課題

1. 建設業の果たす役割	.....	2
2. 建設業の現状	.....	4
3. 建設業の抱える課題	.....	6

## 第 3 章 三重県建設産業活性化プランの取組

1. 将来ビジョン	.....	16
2. キーワードと取組目標	.....	17
3. 取組	.....	19

### (参考資料)

・三重県建設産業活性化プラン検討会議	.....	36
--------------------	-------	----

# 第1章 三重県建設産業活性化プラン策定にあたって

## 1. 策定趣旨

地域の建設業は、近年の公共事業を含めた建設投資の減少に伴い受注競争が激化し、厳しい経営環境におかれています。一方、地域においては、災害時等の安全・安心の確保や雇用を支える産業として極めて重要な役割を担っています。

特に、平成23年の「紀伊半島大水害」においては道路・河川等の応急復旧や河川堆積土砂の撤去等の緊急対応に、紀宝町及び南伊勢町での高病原性鳥インフルエンザ発生時においては埋却作業に、地域の建設企業が不眠不休で取り組み、地域の安全・安心の確保に大きく貢献しています。

また、雇用の面からも、建設業には、建設関連産業も含めると、それぞれの地域で多くの方が従事しており、建設産業の活力が維持されることは地域雇用の確保につながっています。

こうした役割を担っている地域の建設業が、現在、厳しい経営環境が続くことによりその活力をなくしてきていることから、建設産業の活性化に向け、将来ビジョンとその実現のための取組を、このたび「三重県建設産業活性化プラン」としてとりまとめました。

今後は、このプランに基づく取組を着実に進めることにより、地域の建設業の元気を回復させていくこととします。

## 2. 取組体制

このプランの策定にあたっては、建設業界と三重県が一体となって協議を進めるとともに、様々な視点からの意見をいただく場として外部有識者等による「三重県建設産業活性化プラン検討会議」（委員長：渡邊悌爾三重大学名誉教授）を設置し検討をいただきました。

第1回検討会議 平成23年8月25日開催

第2回検討会議 平成24年2月 9日開催

また、このプランに基づく取組にあたっては、建設業界の自助努力が不可欠となりますが、県が取り組むもの、建設業界と県が一体となって取り組むものなど、取組主体・取組スケジュールを明確にして着実に進めていきます。

## 3. 取組期間

「みえ県民力ビジョン」の行動計画の期間にあわせ、平成24(2012)年度から平成27(2015)年度までの4年間を取組期間としています。

## 第2章 建設業の役割・現状・課題

### 1. 建設業の果たす役割

#### (1) 良質な社会資本整備

県内の建設業は、地域発展の基盤となる良質な社会資本の整備等を担っています。

#### (2) 災害時等の安全・安心の確保

県では、建設業界との間で、「地震・津波・風水害等の緊急時における基本協定」(H8.12.5締結)及び「家畜伝染病等発生等の緊急時における家畜処分の基本協定」(H22.7.1締結)を締結し、災害時等における緊急対応を速やかに講じることができる体制を構築することで、地域の安全・安心の確保に努めています。

#### ア 風水害

##### ・平成23年の台風12号災害(紀伊半島大水害)

東紀州地域を中心とした災害において、各地で地域が孤立したり浸水被害が発生したりしましたが、道路・河川等の応急復旧や河川堆積土砂の撤去等の緊急対応に地域の建設企業が不眠不休で取り組みました。

地域の建設企業の災害対応





国道 368 号（津市美杉町）  
土石流の発生により国道橋が流出



宮川（大台町岩井）  
土石流の発生により町道橋が流出

## イ 家畜伝染病

- 平成 23 年 2 月に発生した高病原性鳥インフルエンザ

紀宝町及び南伊勢町の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生したときには、地域の建設企業が、建設重機、ダンプトラック、投光器等を使用して、昼夜連続で鶏等の埋却作業を実施しました。



紀宝町で発生した鳥インフルエンザ  
重機で埋却作業を実施

## ウ 大規模地震

- 東日本大震災

宮城県建設業協会では、3 月 11 日 14 時 46 分の地震発生直後（15 時 30 分）に災害対策本部を設置し、県内の被災状況と建設企業の安否確認にあたりました。

また、翌日の 2 時に宮城県から緊急輸送ルートの確保（道路啓開）の要請があり、震災発生から 2 週間で 213 社が重機 1,028 台、ダンプトラック 1,941 台を使用して緊急輸送ルートを確保（道路啓開）し、自衛隊や警察による救助・捜索活動や、被災地への支援物資の輸送を可能としました。

### （3）地域雇用を支える産業

県内の建設業への就業割合は約 8%ですが、中南勢や東紀州では 10%以上を占め、主要な雇用先となっています。

また、農業や林業の一次産業の従事者が、端境期に建設業に携わるなどの雇用形態が見受けられます。

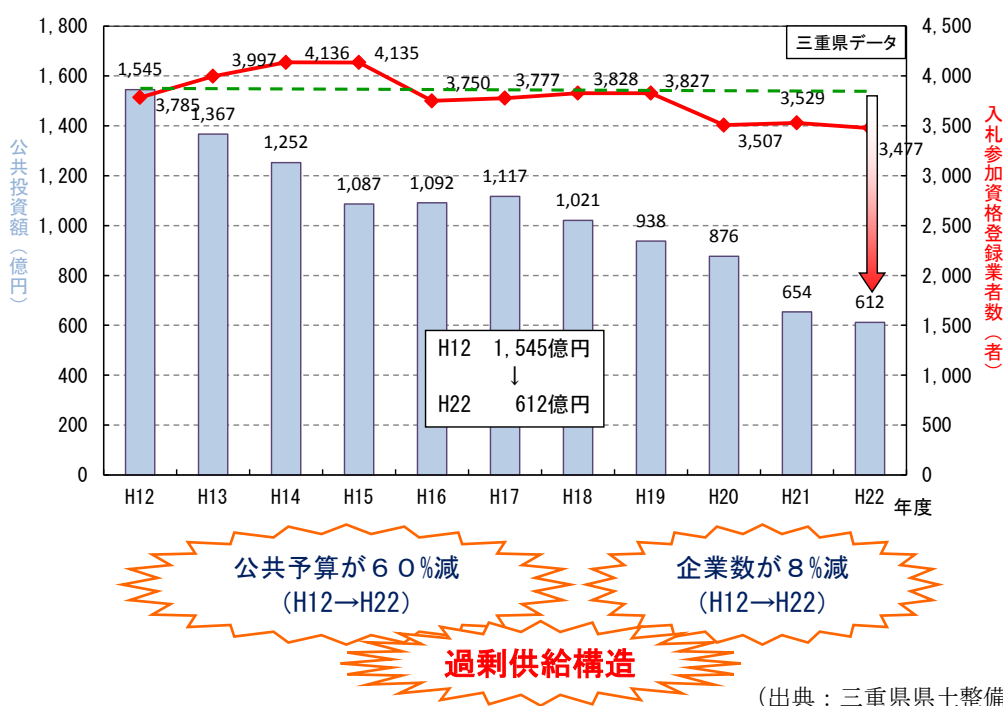
## 2. 建設業の現状

### (1) 県内の建設投資額と企業数

#### ア. 県による公共投資と入札参加登録業者数

本県が発注する工事は年々減少しており、平成 22 年度には平成 12 年度と比べて公共事業予算が約 60%減少していますが、本県に登録されている入札参加資格登録業者は、同予算額がピークの平成 12 年度と比べて約 8%の減少にとどまっています。

図 1. 県による公共投資額と入札参加登録業者数



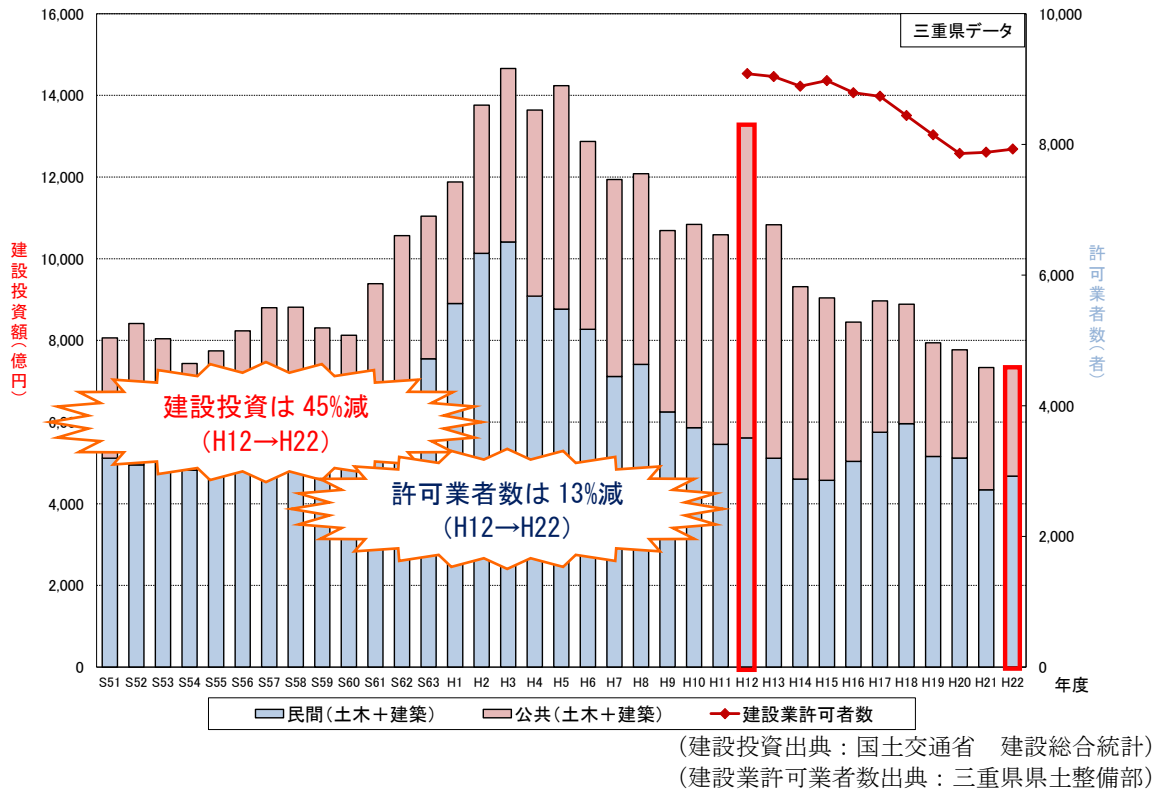
#### イ. 県内の建設投資と建設業許可業者数

本県における建設投資のピークは、平成 3 年度に 1 兆 4,658 億円となっていました。(公共投資 29%、民間投資 71%)

公共投資のピークは平成 12 年度の 7,666 億円であり、民間投資のピークは平成 3 年度の 1 兆 412 億円でした。

なお、平成 21 年度における建設投資額は 7,337 億円であり、ピークである平成 3 年度の 50.1%と半分に減っています。(公共投資 41%、民間投資 59%)

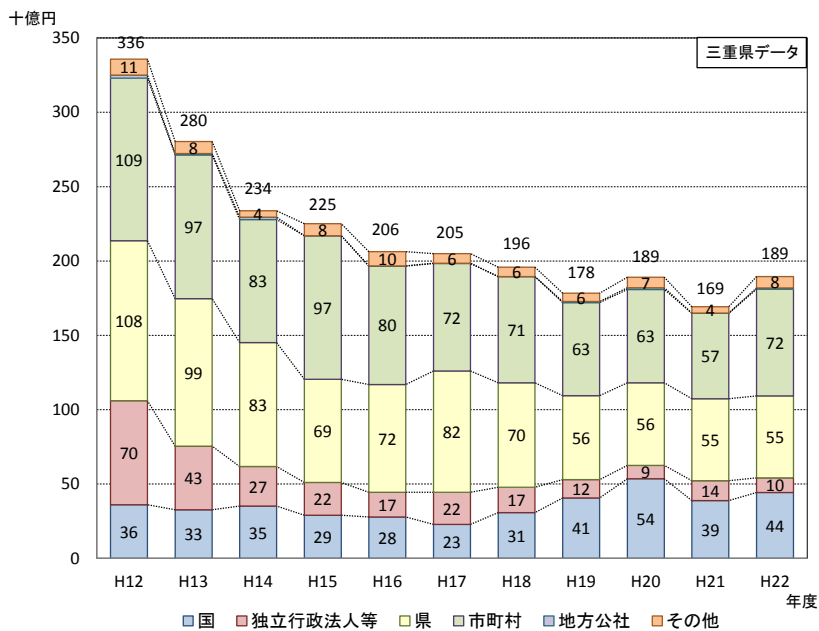
図2. 本県における建設投資（公共投資及び民間投資）と建設業許可業者数（三重県知事許可）



ウ. 発注者別前払金保証取扱の工事請負金額

県内の公共工事は、県と市町の地方公共団体による発注が70%近くを占めています。

図3. 発注者別の前払金保証取扱の工事請負金額の推移



（出典：東日本建設業保証㈱ 「発注者別前払い金保証取扱高」の請負金額）



### 3. 建設業の抱える課題

#### (1) 工事の品質低下への懸念

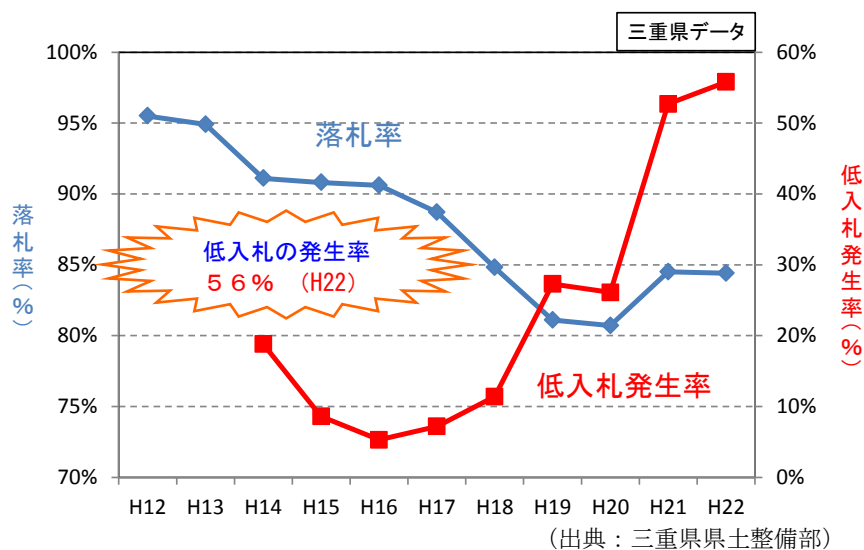
公共工事において極端な低価格による受注が行われた場合には、工事の品質確保への支障、下請けへのしわ寄せ、雇用者の労働条件の悪化、労働災害の発生が懸念されます。

##### ア. 工事の落札率（低入札の発生状況）

県発注の公共工事の落札率は、平成12年度では95%程度ですが、年々下落し、一般競争入札を全ての工事で原則導入した平成19年度からは80%程度となりました。近年の低入札調査基準価格・最低制限価格の見直し等により、平成21年度以降は84%台に上昇したものの、まだまだ低い状況です。

一方で、低入札の発生率は年々増加傾向にあり、平成21年度以降は50%以上の案件で調査基準価格を下回る応札が発生しています。

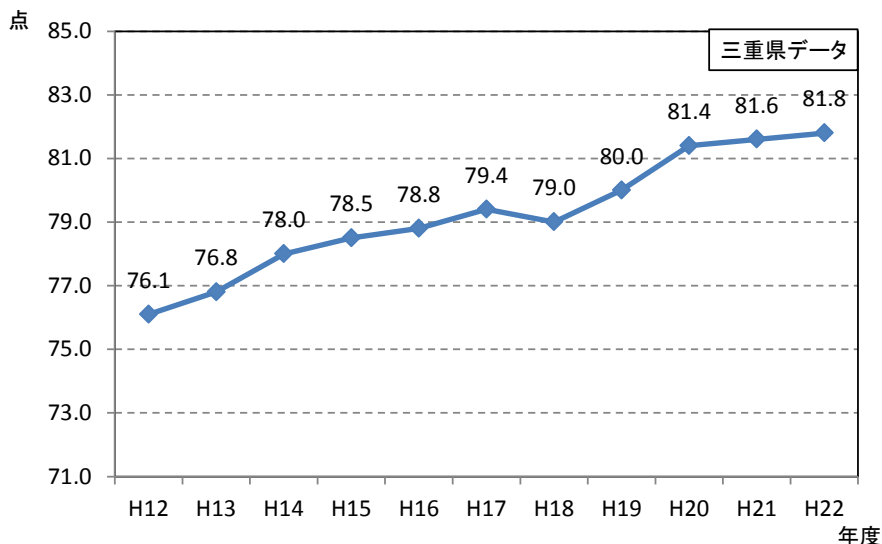
図4. 県発注の公共工事の落札率と低入札の発生率



## イ. 工事の成績評定点の推移

県発注の公共工事の成績評定点は約 81 点ですが、公共事業予算の減少による過剰供給構造から競争がさらに激化すると、成績評定点が低下し工事の品質が悪化するおそれがあります。

図5. 県発注の公共工事の平均成績評定点

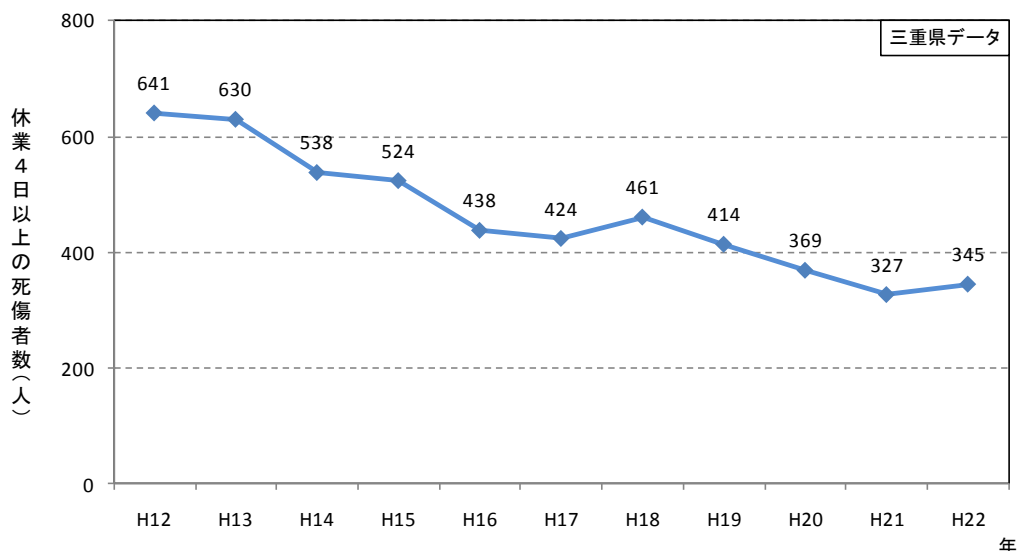


(出典：三重県県土整備部)

## ウ. 労働災害の発生

県内の建設業の休業4日以上の死傷者数は、平成12年の641人から平成22年には345人まで減少していますが、競争がさらに激化すると労働環境が悪化し、労働災害が増加することが懸念されます。

図6. 建設業の休業4日以上の死傷者数

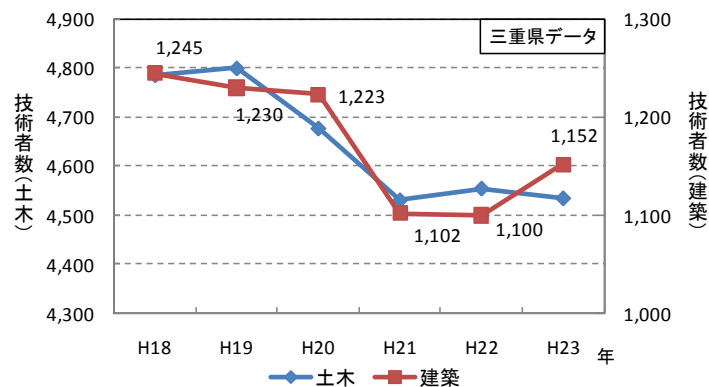


(出典：三重労働局)

## エ. 建設企業の技術者数

県内の建設企業の技術者数は、土木一式で平成19年の4,801人をピークに平成23年では4,535人となっており、約95%に減少していることから、工事の品質確保への支障が懸念されます。

図7. 県内の建設企業の一級技術者数



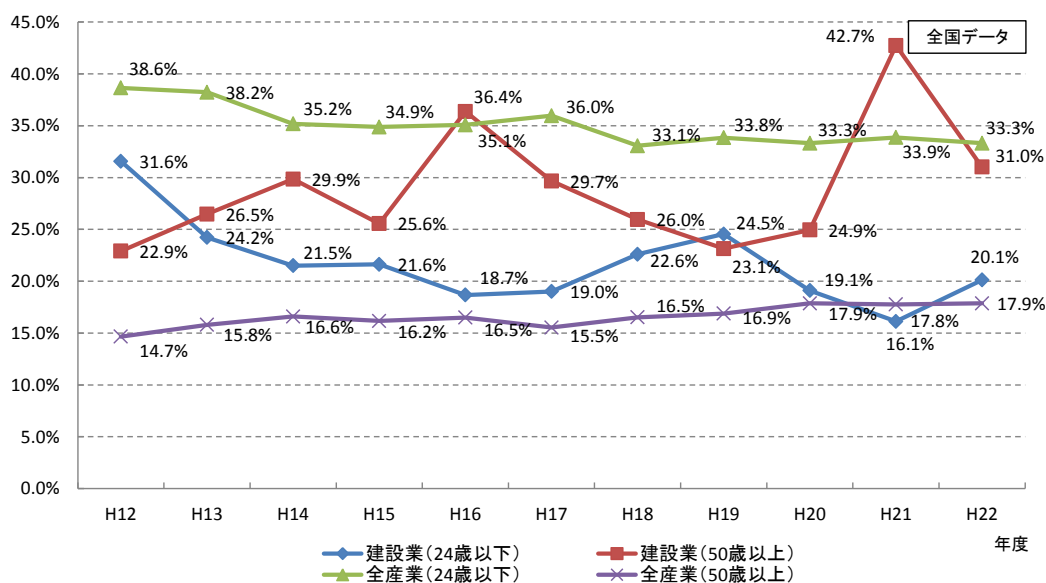
※県への入札参加資格がある建設企業の土木一式及び建築一式における経営事項審査の一級技術者数

(出典：三重県県土整備部)

## オ. 若年入職者の割合

建設業における24歳以下の若年入職者の割合は、平成14年度以降では約20%前後となっており、全産業では30%以上であるのに比べて低くなっていることから、就業者の高齢化進展の一因となっており、技術力の維持、次世代への技術の承継が課題です。

図8. 入職者数全体に占める若年層割合の推移

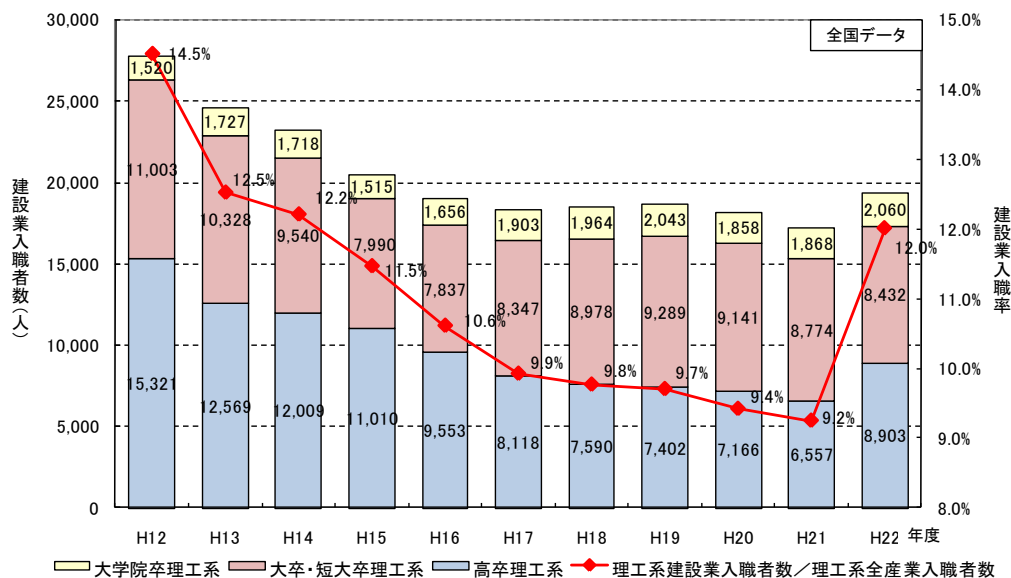


(出典：厚生労働省 雇用動向調査)

## カ. 新規学卒者の入職状況

技術者・技能者の人材となる理工系学生・生徒が、平成12年度では約14%以上が建設業へ入職していましたが、近年は10%以下に減少していることから、若手への技術の承継が懸念されます。

図9. 学歴別建設業新規入職者数の推移

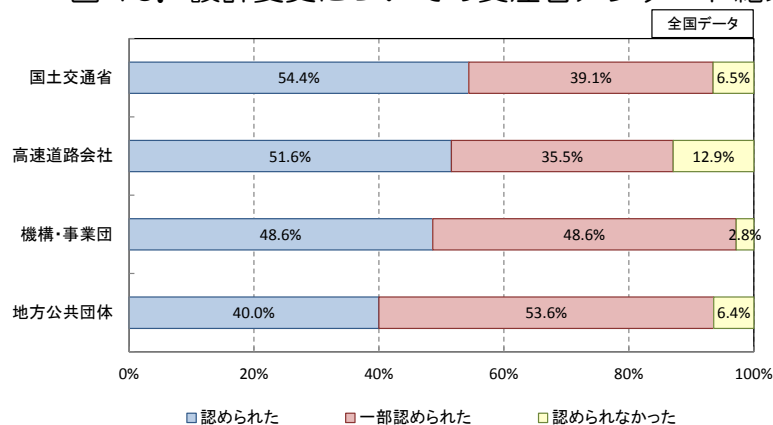


(出典：文部科学省 学校基本調査)

## キ. 受発注者間の連携

工事の品質確保にあたっては、受発注者間の連携が重要な要素となります。受注者からの設計変更の申入れに対する発注者の対応について、建設企業を対象としたアンケート結果では、発注者が地方公共団体の場合、60%において「認められなかった」「一部認められなかった」とする回答があり、受発注者が対等な立場で協議する環境へと改善を図ることにより、その連携強化につなげていく必要があることが伺われます。

図10. 設計変更についての受注者アンケート結果



(出典：(社) 日本土木工業協会)

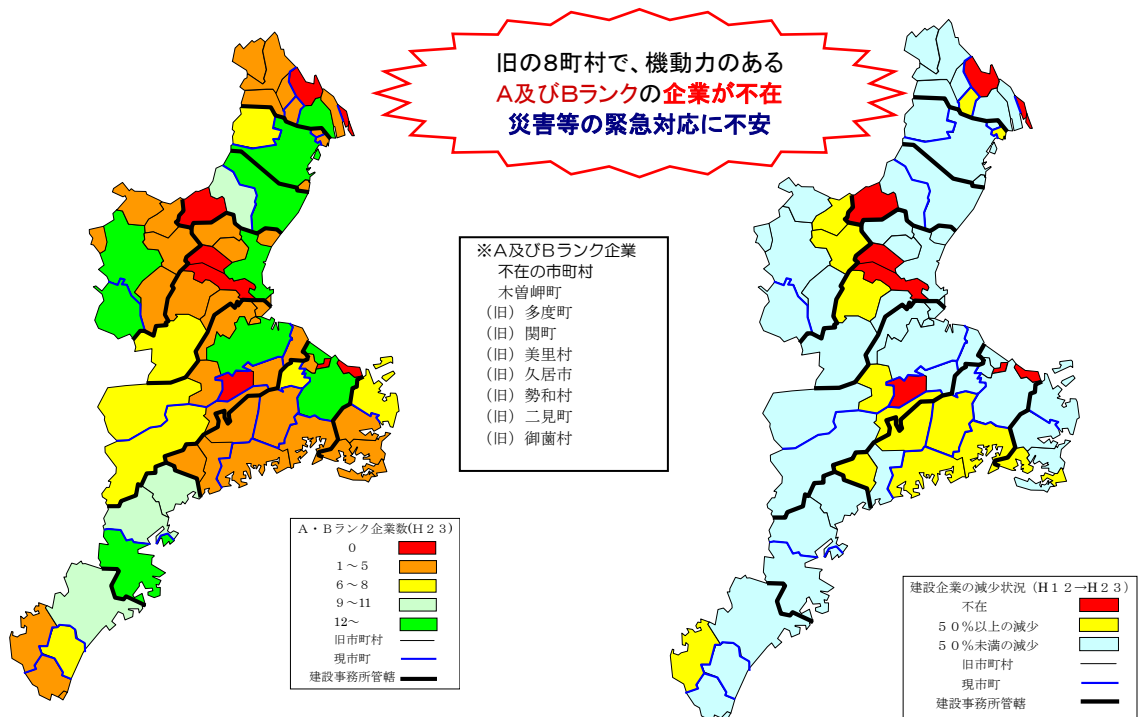
## (2) 災害等の緊急対応への不安

地域の建設業は、大規模地震や風水害による災害や、家畜伝染病が発生したときは、地域事情に精通した建設企業による緊急対応が不可欠となるなど、地域の安全・安心の確保、地域社会の維持に重要な役割を担っています。

### ア. 災害対応空白地域の発生の懸念

近年、公共事業を含めた建設投資が減少することにより、地域の建設企業が減少するとともに、地域によって機動力のある建設企業が不在となるなど、災害時の緊急対応に不安が生じる地域が発生し、災害対応空白地域の発生への懸念が生じています。

図11. 機動力のある一定規模の企業の旧市町村別数と増減

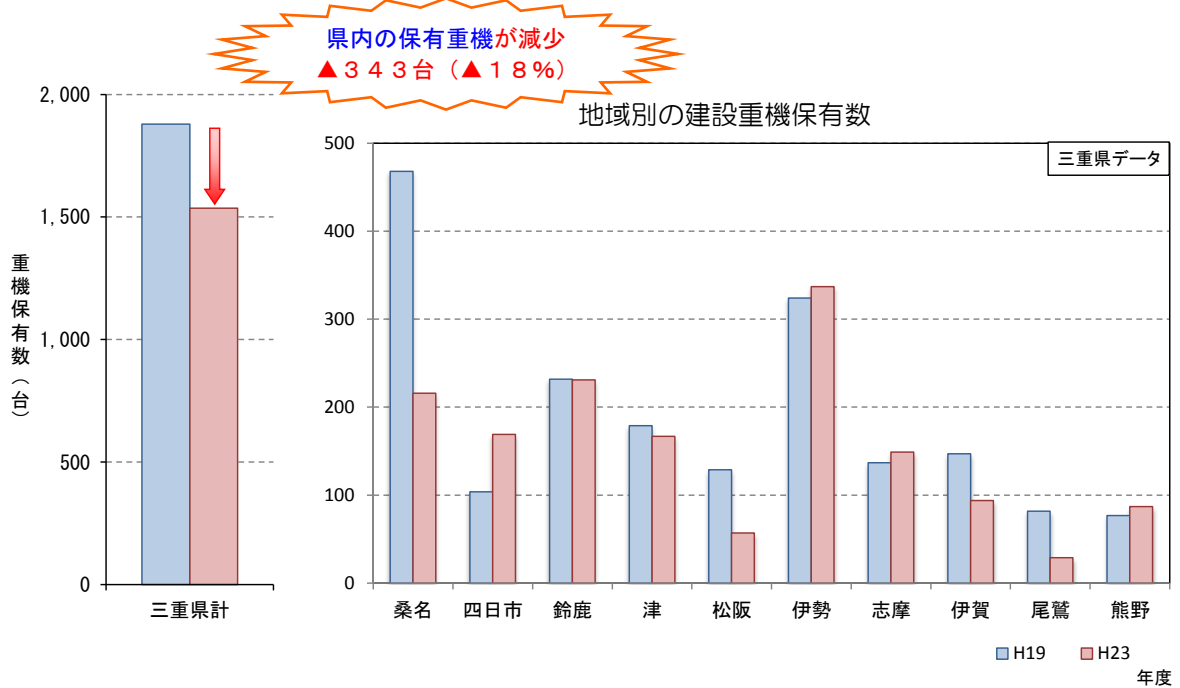


(出典：三重県県土整備部)

## イ. 保有重機の状況

近年、建設企業が自社保有している建設重機の数には減少しており（H19年度比約18%減）、災害時等における緊急対応能力の低下が危惧されます。

図12. 県内企業の建設重機保有数



H19	→	H23	
1,879台		1,536台	343台 減少 (▲18%)
			内訳 バックホウ ▲243台 (▲15%)
			ブルドーザ ▲100台 (▲37%)

(出典：緊急時応援体制ネットワーク（三重県建設業協会）)

### (3) 地域経済への影響

地域の建設業は、サービス業、製造業、卸売・小売業に次ぐ規模の従事者数を有しているところであり、地域の経済や雇用を担う基幹産業と言えます。

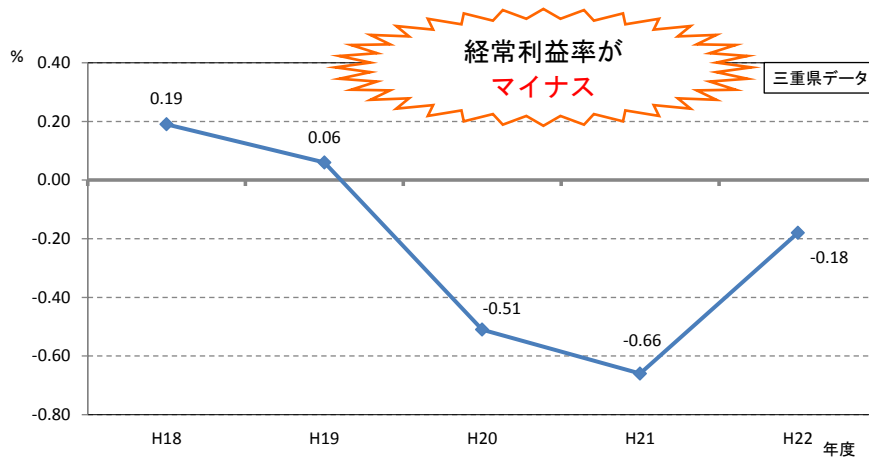
しかしながら、地域の建設業を取り巻く経営環境はかつてない厳しい状況であり、このまま建設企業の疲弊がさらに進むと、雇用の減少、企業倒産などによる地域経済への影響が懸念されます。

#### ア. 建設企業の経営の状況

##### (ア) 売上高経常利益率の推移

売上高経常利益率は企業の収益性を示す指標ですが、本県の建設企業の数値は年々悪化しており、経営環境は極めて厳しい状況にあります。

図13. 本県の建設企業の売上高経常利益率の推移（売上高1億円以上）

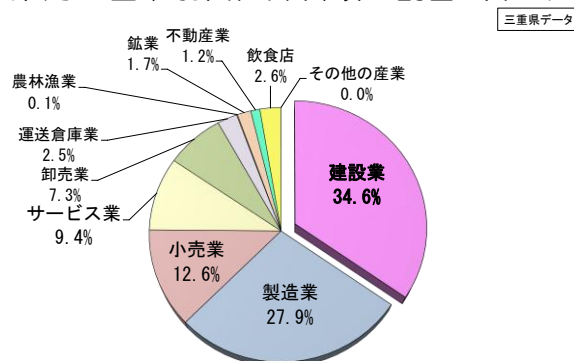


(出典：東日本建設業保証㈱「建設業の財務統計指標」)

##### (イ) 代位弁済の状況

代位弁済とは、信用保証協会の保証を受けて金融機関から融資を受け、その後、返済が不能となった場合に、事業者にとって信用保証協会が金融機関に対して借入額の残額を返済する制度ですが、建設業の代位弁済額は平成22年度で34%と、産業別で最も多くなっています。

図14. 県内の産業別代位弁済額の割合（平成22年度）



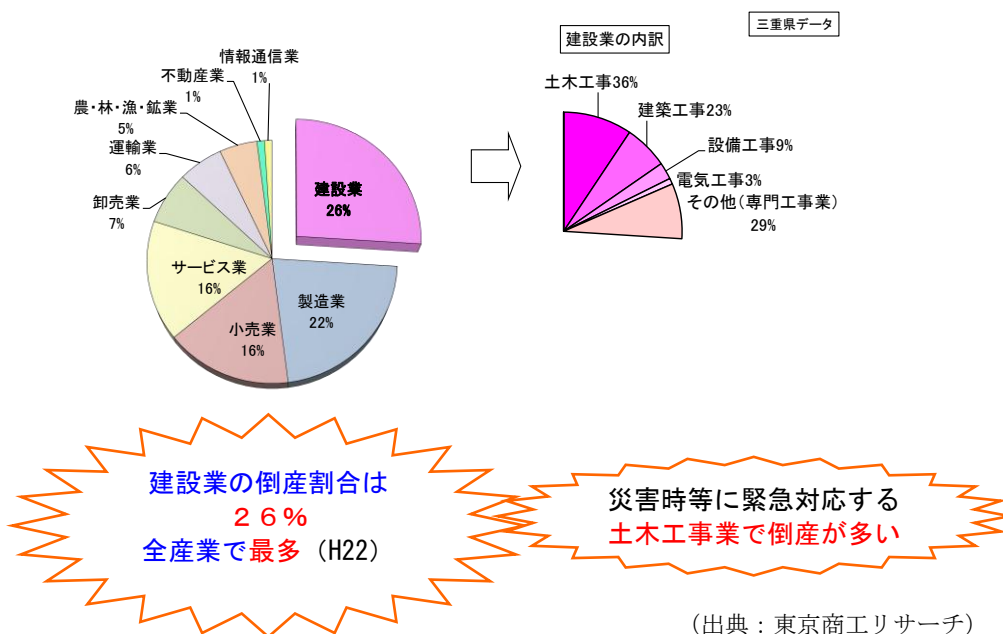
(出典：三重県信用保証協会)

## (ウ) 産業別倒産件数

県内の倒産の発生状況では、建設業が全体の26%を占めており、産業別で見ると、割合が最も高くなっています。

また、建設業の内訳では、災害時等の緊急対応に携わる土木工事業が36%を占めています。

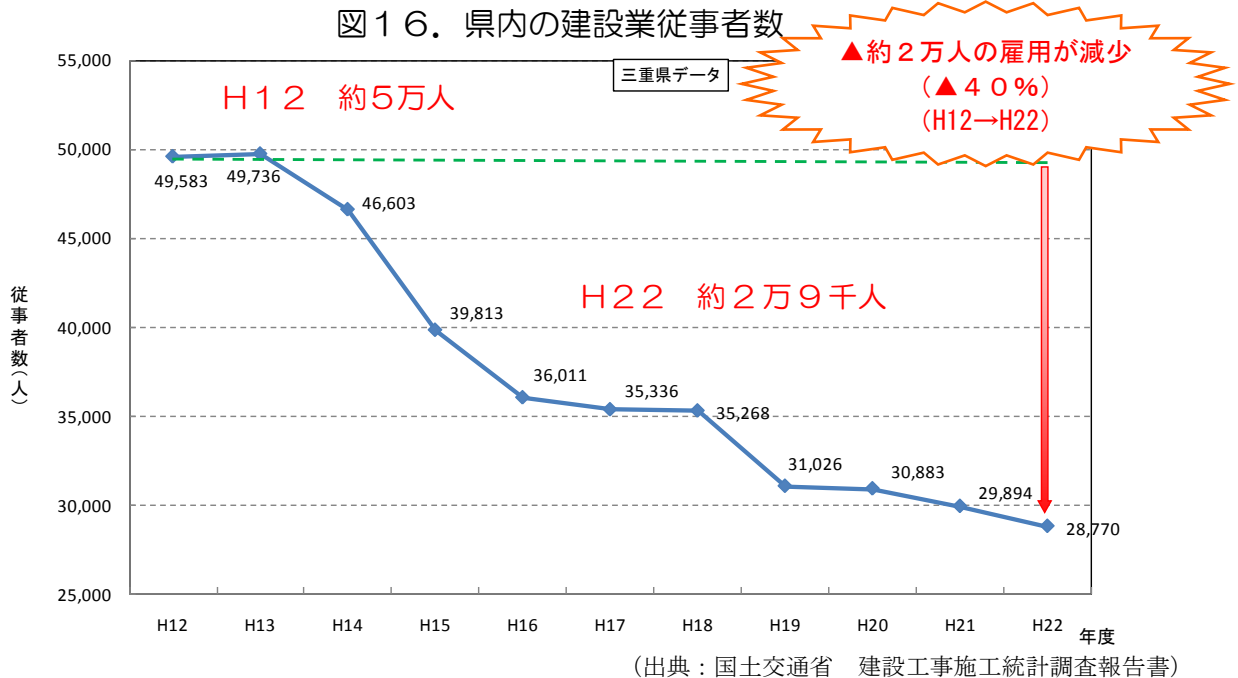
図15. 県内の産業別倒産割合（平成22年）





## イ. 県内の建設業従事者数

県内の建設業従事者数は、平成12年度は約5万人でしたが、平成22年度は約2万9千人となり、10年間で雇用が約40%減少しています。

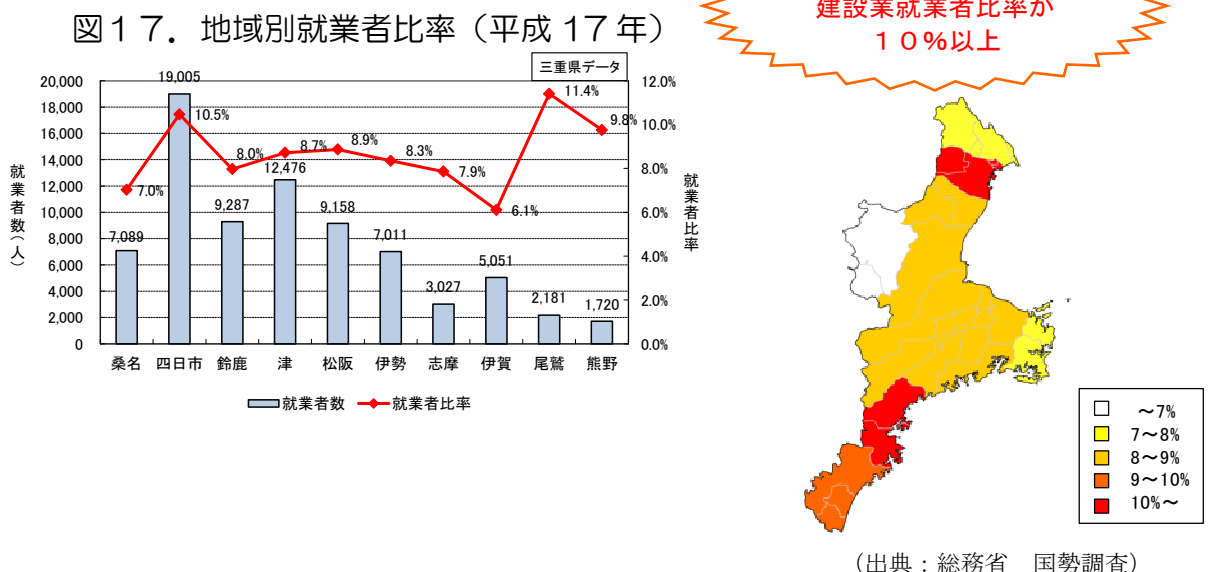


## ウ. 地域別の建設業就業状況

### (ア) 地域別就労者数の推移 (国勢調査)

県内の建設業への就業者比率は約8%で、製造業、小売業、サービス業に次ぐ第4位であり、主要な雇用先となっています。

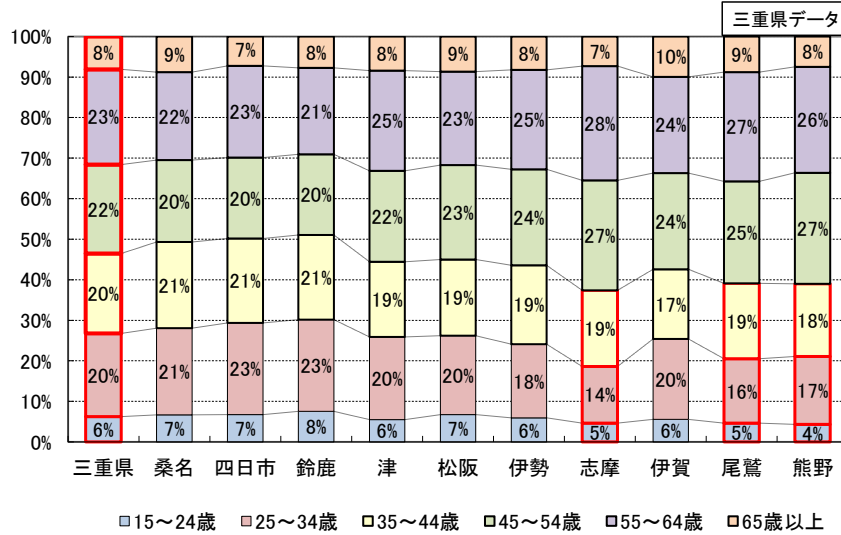
特に、四日市や東紀州では概ね10%以上となっており、建設業が地域の雇用を支えています。



(イ) 地域別就業者年齢構成比

桑名、四日市、鈴鹿地域は比較的年齢構成が若いですが、志摩・尾鷲・熊野地域は就業者の高齢化が進行しています。

図18. 地域別建設業就業者年齢構成比較（平成17年）



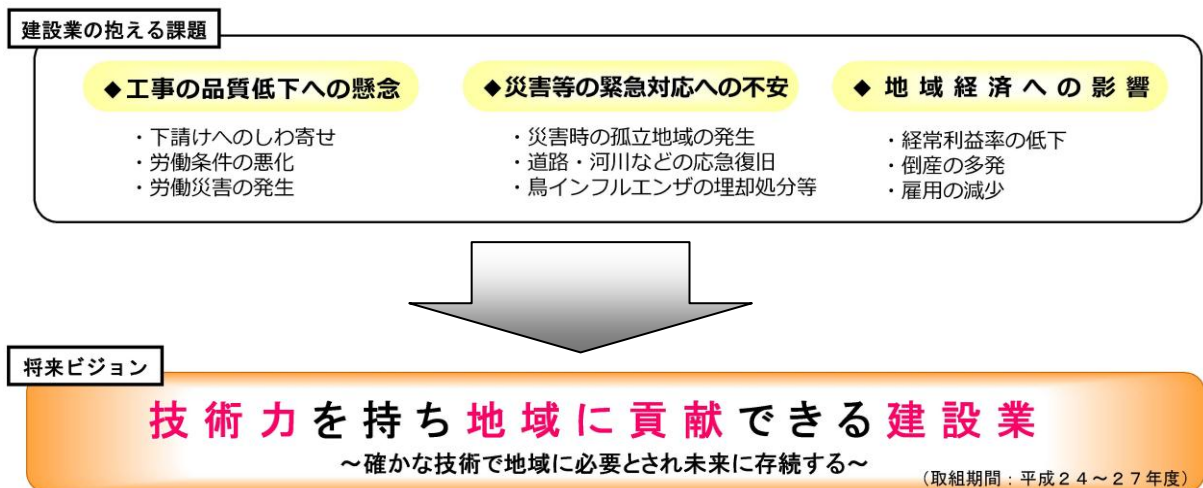
(出典：総務省 国勢調査)

## 第3章 三重県建設産業活性化プランの取組

### 1. 将来ビジョン

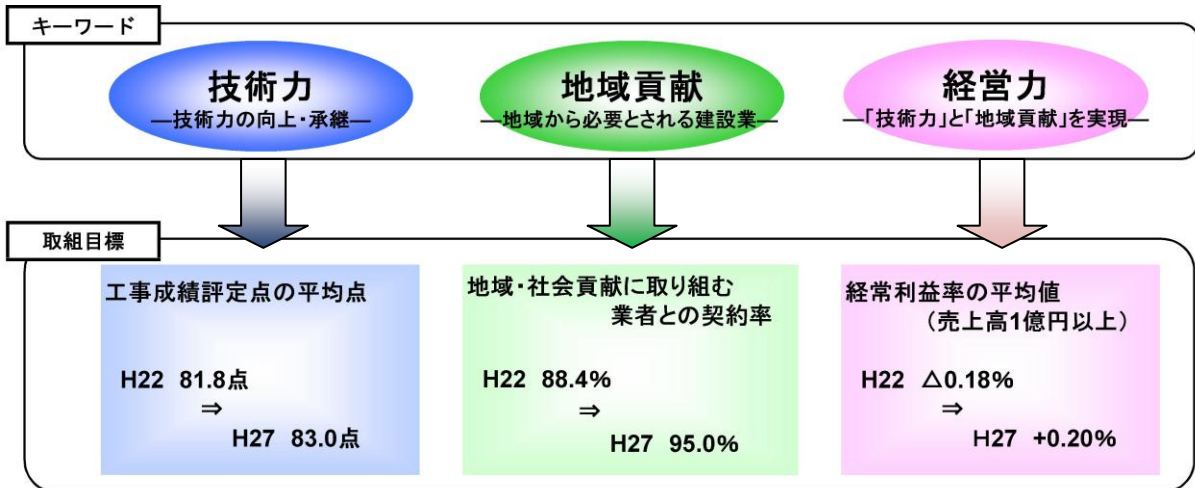
地域の建設業は、近年の公共事業を含む建設投資の減少に伴い受注競争が激化し、厳しい経営環境となっていることから、工事の品質低下への懸念、災害等の緊急対応への不安、地域経済への影響が大きな課題となっています。

このことから、地域において不可欠な役割を担う建設産業の活性化を図るため、三重県の建設業の将来ビジョンとして「**技術力を持ち地域に貢献できる建設業～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～**」を定めます。



## 2. キーワードと取組目標

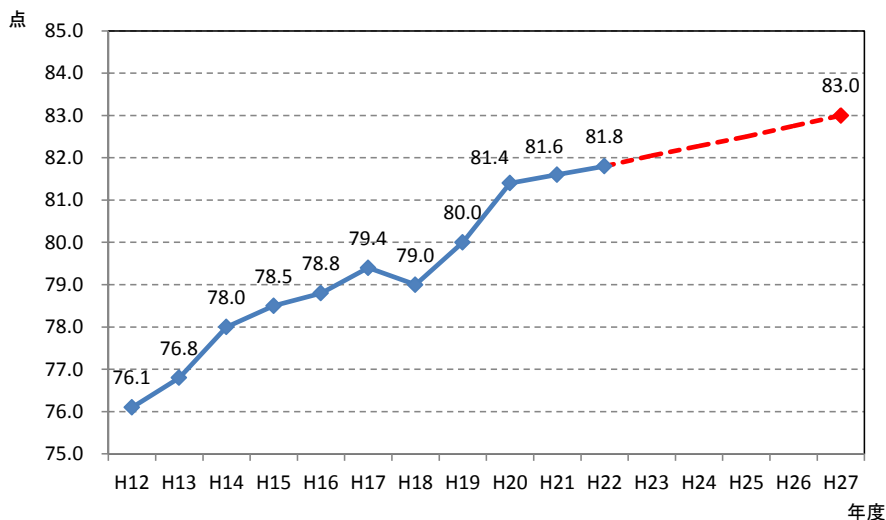
将来ビジョンを実現するため、技術力の向上・承継に取り組む「**技術力**」、地域から必要とされる建設業をめざす「**地域貢献**」、「技術力」と「地域貢献」を実現するための「**経営力**」を3つのキーワードとして、それぞれの取組目標を定めます。



### (1) 技術力

県発注の公共工事の成績評定点の平均値は、平成22年度が81.8点であり、近年は0.2点/年の上昇となっています。今後も、厳しい経営環境のなかにあっても技術力の向上・承継に関する取組を進めることにより、この傾向を維持させることとして、平成27年度の取組目標を83.0点とします。

図19. 工事成績評定点の推移と取組目標



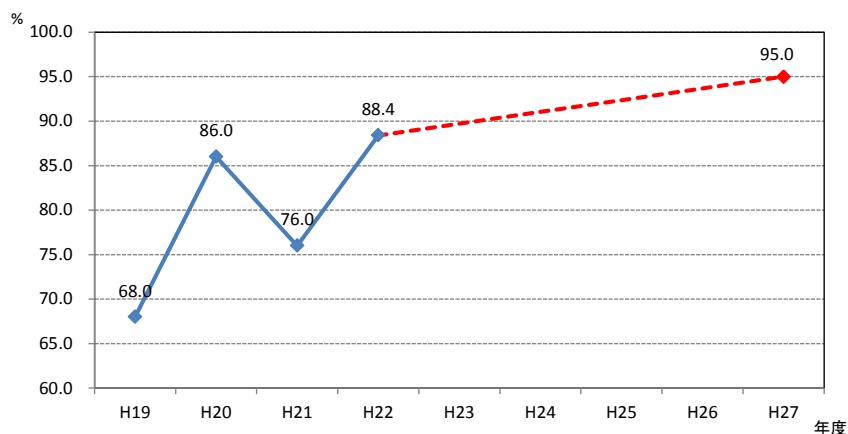
## (2) 地域貢献

平成 22 年度の総合評価方式による入札において、地域・社会貢献の取組実績がある業者が受注した割合は、88.4%となっています。

今後、概ねすべての受注者において、地域・社会貢献の取組が行われることをめざして、平成 27 年度の取組目標を 95%とします。

(みえ県民カビジョン 県の活動指標)

図 20. 地域・社会貢献度の推移と取組目標



注) H21 総合評価方式の拡大(簡易型 I 導入)にともない、新たに B ランク企業が参入。

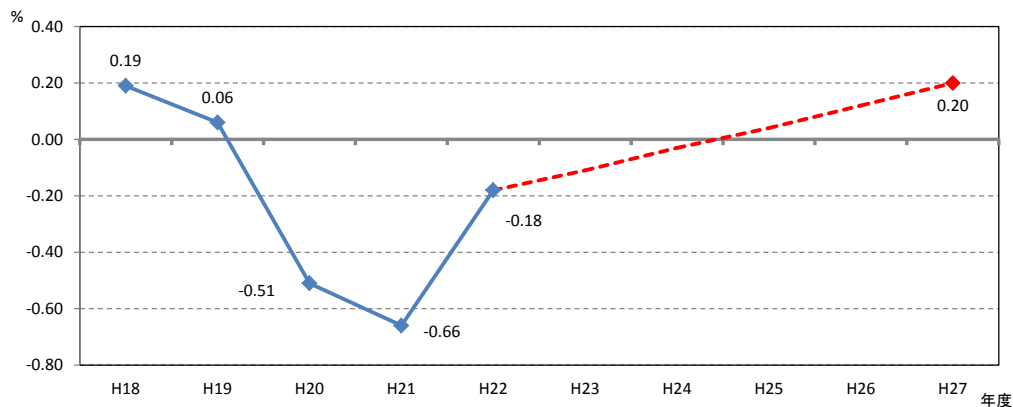
## (3) 経営力

一般競争入札を全ての工事に原則適用した平成 19 年度には落札率が 81% まで落ち込み、低入札が急激に増加して受注競争が激化しました。

また、平成 20 年度には、いわゆるリーマンショックに端を発した景気低迷により、売上高経常利益率の低下がみられ、平成 22 年度の売上高経常利益率は「-0.18%」となっています。

建設業は、このような厳しい経営状況におかれていることから、その経営力を改善するための取組を進め、将来的な目標として売上高経常利益率を「+2%」とし、平成 27 年度には、急激な経常利益率の低下が発生する以前の平成 18 年度水準である「+0.20%」とすることを取組目標とします。

図 21. 売上高経常利益率の推移と取組目標



※売上高 1 億円以上

### 3. 取組

「技術力」「地域貢献」「経営力」の3つのキーワードに対応する8つの取組を定め、建設産業の活性化に向けて取り組んでいきます。

(1)

#### 技術力

—技術力の向上・承継—

##### 取組1：継続的な技術力の維持・向上

1. 品質確保のための技術力向上
2. 技術力を持った企業の活用
3. 技術力を持った技術者の活用

##### 取組2：優れた人材の確保・育成

1. 新規就業者の確保
2. 若手技術者の育成と技術承継

##### 取組3：受発注者間の連携強化

1. 受発注者間のコミュニケーション向上
2. C A L S / E C の推進

(2)

#### 地域貢献

—地域から必要とされる建設業—

##### 取組4：地域の安全・安心の確保

1. 災害等の緊急対応への取組強化
2. 地域維持型の契約方式の導入

##### 取組5：地域経済の活性化

1. 地域雇用の確保
2. 地元企業からの資材購入

##### 取組6：地域に貢献できる企業の存続

1. 地域貢献活動の取組強化
2. 地域企業の活用推進
3. 不良・不適格業者の排除

(3)

#### 経営力

—「技術力」と「地域貢献」を実現—

##### 取組7：経営基盤の強化

1. 経営の効率化
2. 経営相談・各種融資制度の活用・支援
3. 企業合併・連携の推進
4. 入札契約制度の改善

##### 取組8：新分野進出による経営多角化

1. 新分野進出の支援制度・体制の整備
2. 助成金等の活用促進

## 三重県建設産業活性化プラン・取組

キーワード	技術力
取組 1	継続的な技術力の維持・向上
めざす姿	厳しい経営環境のなか、企業や技術者の技術力の低下が懸念され、適正な施工や安全、環境に支障をきたすおそれがあるため、継続的な技術力の維持・向上に取り組む企業・技術者を活用し工事の品質確保をめざします。

取組項目 ○は建設業界、●は三重県、◎は両者が共に取り組む項目

### 1. 品質確保のための技術力向上

#### ○スキルマップの作成及び活用

技術の伝承にあたり、熟練者がOJT等で時間をかけて若年者を育成していくことができなくなっている状況があることから、年齢や経験年数に応じた技術や資格を体系的に表したスキルマップを作成し、技術者一人ひとりの技術力向上の目標を示すとともに、スキルマップを活用した教育・研修機会の確保などの環境整備を図ります。

#### ◎受発注者の技術資格取得奨励

技術力の維持・向上に向けて、技術者の技術資格取得を奨励していきます。なお、企業における建設関係資格試験の受験費用補助や有資格者に対する資格手当などのインセンティブの付与などを検討し、導入します。

#### ●研修の充実

受発注者のニーズを踏まえ、技術力の維持・向上に資するよう、（公財）三重県建設技術センターにおける研修の充実を支援します。

### 2. 技術力を持った企業の活用

#### ●施工実績・工事成績評定点による企業選定

より高い施工能力を有する企業を選定するため、施工実績、工事成績評定点を工事の内容に応じて設定をしていますが、公共事業の縮小により受注機会が減少していることから、工事成績の対象期間を延長するなどの見直しを行います。

また、総合評価方式においては、今後、企業の努力がより直接的に反映されるように評価基準を見直していきます。

#### ●優良施工企業の活用

工事の施工にあたり困難な条件を克服した企業、災害時等の緊急対応などで地域に大きく貢献した企業等を表彰するとともに、これらの実績を企業選定の中で活用するなど、建設企業の意欲と技術力の維持・向上を図ります。

#### ◎VE提案ができる企業の活用

コストの縮減や施工期間の短縮などにつながるVE提案については、企業の技術力を表すものであり、提案の採用実績を格付けに利用していますが、現在は、その提案件数が少ないことから、今後、制度の周知を図るとともに、積極的なVE提案がなされるよう制度を検討するなどして、技術力を持った企業を活用していきます。

### 3. 技術力を持った技術者の活用

#### ●技術者データベースの活用

国が中心となって整備している技術者に関するデータベースを活用するなどして、資質が高く技術力を持った優秀な技術者の育成へとつなげていきます。

### ●継続学習制度（CPD）に取り組む技術者の活用

建築工事、農業基盤整備等の設計業務の総合評価方式において、技術者による継続学習制度（CPD）の取組を評価項目としています。今後、建設工事の総合評価方式においても、継続学習制度（CPD）の評価を導入していくことで、日々技術力の向上に取り組んでいる技術者の活用を図ります。

取組スケジュール					
項 目	取組者	H 2 4 年度	H 2 5 年度	H 2 6 年度	H 2 7 年度
<b>1. 品質確保のための技術力向上</b>					
スキルマップの作成及び活用	建設業界	作成・活用	→	→	→
受発注者の技術資格取得奨励	三重県・建設業界	検討(インセンティブ)	導入	→	→
研修の充実	三重県	実施	→	→	→
<b>2. 技術力を持った企業の活用</b>					
施工実績・工事成績評定点による企業選定	三重県	検討(対象期間)	実施(対象期間)	→	→
		実施(直接的評価)	→	→	→
優良施工企業の活用	三重県	表彰拡大	→	活用	→
V E 提案ができる企業の活用	三重県・建設業界	検討(制度)	実施	→	→
<b>3. 技術力を持った技術者の活用</b>					
技術者データベースの活用	三重県	検討・周知	活用	→	→
継続学習制度（CPD）に取り組む技術者の活用	三重県	検討・周知	導入(評価)	→	→

→ は継続実施



## 三重県建設産業活性化プラン・取組

キーワード	技術力
取組 2	優れた人材の確保・育成
めざす姿	建設業に入職する若年者が減少する一方、技術者の高齢化が進んでいることから、技術力が世代を越えて承継されず、建設生産を支える技術力の喪失も懸念されるため、建設業への新規就業者の確保を図るとともに、若年者に適切に技術力が承継されることをめざします。

**取組項目** ○は建設業界、●は三重県、◎は両者が共に取り組む項目

### 1. 新規就業者の確保

#### ◎建設業理解のための情報提供

建設業の役割、最新の土木技術の紹介、防災訓練への参画や災害時の献身的な活動等について、ホームページや小冊子等を用いた情報発信や、マスメディアの活用により、広く県民に情報提供するなど、建設業で働くことの意義、やりがいなどが正しく理解されるよう取組を行います。

関係機関による三重県若年建設従事者入職促進協議会を開催して意見交換を行い、情報の共有化等を図ります。

#### ○現場見学会・インターンシップの実施

地域の教育機関と企業が連携し、現場見学会を開催するなどして、生徒や教員に建設現場での作業の実態や最新の技術等を紹介することで、建設工事への理解を促し、建設業への就業につながる取組を行います。あわせてインターンシップ（就業体験）を積極的に実施していきます。

#### ●安全で魅力ある職場づくり

工事現場等における安全衛生水準の向上を目的にした「労働安全衛生マネジメントシステム」の認証制度について、総合評価方式において評価していくことで、労働災害の低減、安全で快適な職場環境の形成を促進します。

### 2. 若手技術者の育成と技術承継

#### ○育成担当者向け研修の実施

「若手技術者の意識」と「教育を担当する熟練技術者の意識」との間にかい離が目立ち、教育・研修の効果が上がらない事例や、最悪の場合には離職につながる事例も見られることから、効果的な教育・研修の手法や若者意識の理解に資する研修など内容に関する検討を行い、育成担当者を対象とした研修を実施します。

#### ●若手技術者の活用

現場代理人は若手技術者の配置が比較的容易なことから、総合評価方式において、配置予定技術者の実績評価で、現場代理人の実績を主任（監理）技術者の実績と同等の評価となるよう見直しを行い、若手技術者が活用される環境整備を図ることで、その育成につなげていきます。

さらに、技術的難易度の低いものや工事規模の小さい工事等において、技術者としての工事実績を緩和する総合評価方式を検討して試行するなど、若手技術者の活用を促進する取組を進めます。

取組スケジュール					
項 目	取組者	H 2 4 年度	H 2 5 年度	H 2 6 年度	H 2 7 年度
<b>1. 新規就業者の確保</b>					
建設業理解のための情報提供	三重県・建設業界	検討・実施	→	→	→
現場見学会・インターンシップの実施	建設業界	実施	→	→	→
安全で魅力ある職場づくり	三重県	実施(評価)	→	→	→
<b>2. 若手技術者の育成と技術承継</b>					
育成担当者向け研修の実施	建設業界	検討(研修内容)	実施	→	→
若手技術者の活用	三重県	実施(現場代理人評価)	→	→	→
		検討・試行(評価)	→	→	→

→ は継続実施

## 三重県建設産業活性化プラン・取組

キーワード	技術力
取組 3	受発注者間の連携強化
めざす姿	受発注者間における契約の片務性の存在により、企業の技術力発揮による工事の品質確保や適正な施工に支障が生じるおそれがあることから、受発注者間の連携強化を図ることにより、工事の品質確保、施工の適正化及び効率化をめざします。

**取組項目** ○は建設業界、●は三重県、◎は両者が共に取り組む項目

### 1. 受発注者間のコミュニケーション向上

#### ◎ワンデーレスポンスの取組拡充

工期短縮によるコスト縮減や工事の品質確保、ひいては、事業効果の早期発現を図るため、工事現場での問題に対して「現場を待たせない」迅速な対応が求められることから受注者からの質疑等に対して発注者が迅速に回答するワンデーレスポンスに取り組みます。

#### ◎工事監理連絡会（三者会議）の拡充

工事の手戻りを防止することで円滑な工事進捗を図るため、工事着手前に発注者、受注者、設計者の三者によるコミュニケーションの場を設け、設計思想の伝達や設計図書と現場との整合性の確認等を行う工事監理連絡会（三者会議）を開催していきます。なお今後、その対象工事について、設計内容が高度な工事や施工が困難と予想される工事などで、より拡大を図ります。

#### ●設計変更の適正化

受発注者が対等な立場で協議し、適正な手続きにより、設計変更を行うことが求められることから、「三重県設計変更ガイドライン」を作成し、その適正化に向けて活用します。

### 2. CALS/ECの推進

#### ◎ICTを活用した情報共有の取組

工事の施工中において受発注者間でやり取りされる情報（協議、指示、承諾、提出など）を、通信ネットワークを利用して電子データで共有することにより、書類の提出・管理にかかる時間や労力を縮減し、施工の効率化を図り、品質の向上につなげるため、現在取り組んでいる情報共有システムの実証実験を継続するとともに、その実証実験の結果を踏まえ、一定規模以上の工事において拡大適用していきます。

#### ◎電子化の推進に向けた取組

公共事業電子調達システムや電子納品等を活用することで、移動コストの削減、電子データ利用による作業の効率化や品質の向上につながることから、これらに関する受注者向けの研修会を継続して実施するとともに、建設ICTに関する情報提供などに取り組みます。

また、経営の効率化に向け、建設ICT・IT環境向上のための調査研究活動を計画的に実施します。

取組スケジュール					
項 目	取組者	H 2 4 年度	H 2 5 年度	H 2 6 年度	H 2 7 年度
<b>1. 受発注者間のコミュニケーション向上</b>					
ワンデーレスポンスの取組拡充	三重県・建設業界	試行	試行拡大	実施	→
工事監理連絡会（三者会議）の拡充	三重県・建設業界	試行(対象拡大)	→	→	→
設計変更の適正化	三重県	検討(ガイドライン)	実施	→	→
<b>2. CALS/ECの推進</b>					
ICTを活用した情報共有の取組	三重県・建設業界	実施(実証実験)	実施(対象拡大)	→	試行
電子化の推進に向けた取組	三重県・建設業界	実施(研修会)	→	→	→
		実施(調査研究)	→	→	→

→ は継続実施

## 三重県建設産業活性化プラン・取組

キーワード	地域貢献
取組 4	地域の安全・安心の確保
めざす姿	地域の建設業の疲弊により、災害等の緊急対応に当たる機動力のある建設企業が不在となる災害対応空白地域や社会資本等の最低限の維持管理が困難となる地域の発生などが懸念されているため、地域の安全・安心の確保に向けて、持続的に災害等の緊急対応、地域の維持管理が行われることをめざします。

**取組項目** ○は建設業界、●は三重県、◎は両者が共に取り組む項目

### 1. 災害等の緊急対応への取組強化

#### ◎災害等の緊急時における安全・安心の確保

地震・津波・風水害等の緊急時には、地域の孤立、公共土木施設の被災等に緊急に対応することが求められ、県と建設業界の間で締結した「地震・津波・風水害等の緊急時における基本協定」により、地域の建設企業において施設の応急復旧等の作業を行うこととしています。地域の安全・安心の確保のために、緊急時の連絡体制を確保、強化することが不可欠であり、道路啓開計画に基づいた、衛星携帯電話等を活用した合同訓練（国、県、市町、建設企業等）を実施するなどの取組を行います。

なお、こうした基本協定に基づく緊急時に備えた訓練等への参加実績については、総合評価方式の中で評価しており、今後も見直しを行いながら評価していきます。

また、地震・津波・風水害等の緊急時に最も必要とされるブルーシート・土のう袋・非常用食料や飲料水・燃料（ガソリン、軽油、灯油等）の備蓄について、企業と県が連携して取り組みます。

#### ◎家畜伝染病発生時の安全・安心の確保

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生時には、県と建設業界の間で締結した「家畜伝染病発生等の緊急時における家畜処分の基本協定」により、地域の建設企業において埋却処分等の作業を行うこととしています。地域の安全・安心の確保のために、家畜伝染病の発生に備え、作業の実施訓練や研修会を行うなどの取組を行います。

また、こうした基本協定に基づく訓練・研修会への参加実績について、今後、総合評価方式の中で評価していきます。

#### ○事業継続計画（BCP）の取組

地震・津波・風水害等の緊急対応への取組を強化するため、その準備に取り組むとともに、地域の建設企業が被災した場合でも迅速に対応することができるよう「事業継続計画（BCP）」に関する調査研究を行います。

### 2. 地域維持型の契約方式の導入

#### ●地域維持型の契約方式による維持管理体制の確保

持続的に社会資本等の維持管理が行われることで、地域の安全・安心の安定を確保するため、地域の実情に応じた包括的な発注（小規模・除草・雪氷などの一括契約、市町の維持業務との一括契約、地域ブロックの統合化、または通年（複数年）契約）や、地域精通度の高い建設企業、地域維持型JV（地域精通度の高い建設企業で構成される建設共同企業体）等を活用する地域維持型の契約方式の導入を行います。

#### ●適正な維持管理費用の計上

維持管理業務について、実際に要している経費が十分に反映されておらず、収益性が低いことから受注意欲が低下しているとの指摘もあることから、業務の実施に要する経費の実態調査を行い、経費の積算において適切に費用計上していきます。

取組スケジュール					
項 目	取組者	H 2 4 年度	H 2 5 年度	H 2 6 年度	H 2 7 年度
<b>1. 災害等の緊急対応への取組強化</b>					
災害等の緊急時における安全・安心の確保	三重県・建設業界	実施(合同訓練) 実施(評価) 検討(備蓄)	—————→	—————→	—————→
			—————→	—————→	—————→
		実施(備蓄)	—————→	—————→	
家畜伝染病発生時の安全・安心の確保	三重県・建設業界	実施(訓練・研修会) 導入(評価)	—————→	—————→	—————→
			—————→	—————→	—————→
事業継続計画(BCP)の取組	建設業界	検討(調査研究)	実施(順次策定)	—————→	—————→
<b>2. 地域維持型の契約方式の導入</b>					
地域維持型の契約方式による維持管理体制の確保	三重県	試行導入	試行拡大	—————→	—————→
適正な維持管理費用の計上	三重県	調査・検討	実施	—————→	—————→

—————→ は継続実施

## 三重県建設産業活性化プラン・取組

キーワード	地域貢献
取組 5	地域経済の活性化
めざす姿	地域の建設業は、公共事業を含む建設投資の減少や受注競争の激化により活力をなくしてきており、地域経済への影響が懸念されることから、雇用や資材調達を地域で行うことにより、建設関連産業を含めた地域経済の活性化をめざします。

**取組項目** ○は建設業界、●は三重県、◎は両者が共に取り組む項目

### 1. 地域雇用の確保

#### ◎雇用改善等への取組

三重労働局が所管する建設雇用改善事業に係る助成金（建設教育訓練助成金、建設雇用改善推進助成金など）を活用し、認定職業訓練や技能実習など建設事業主等が建設労働者に行う職業能力開発や、建設現場見学会の開催や若年者の入職促進など建設労働者の募集・採用を円滑に行うための新たな取組などを支援することで、建設労働者の雇用改善に向けて取り組みます。

また、地域経済の活性化に向けて、原則として地元人材を雇用していきます。

### 2. 地元企業からの資材購入

#### ◎県内産資材の優先使用等

県が発注する公共工事の特記仕様書において、県内産資材の優先使用や県内取扱企業からの調達に努めるよう規定しており、県内産資材や県内取扱企業からの調達を促進します。

また、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき、県内の工場や事業所において生産されたリサイクル製品を認定し、県の行う工事等において、その認定リサイクル製品を使用するよう求めており、今後も、使用実態の把握、検証を行いながらその利用を推進していきます。

総合評価方式においても、県内産資材の使用を評価しており、今後も評価結果の検証をもとに、必要に応じて見直しを行いながら、県内産資材の活用促進を図ります。

取組スケジュール					
項 目	取組者	H 2 4 年度	H 2 5 年度	H 2 6 年度	H 2 7 年度
<b>1. 地域雇用の確保</b>					
雇用改善等への取組	三重県・建設業界	実施(雇用改善)	→	→	→
		実施(地元人材)	→	→	→
<b>2. 地元企業からの資材購入</b>					
県内産資材の優先使用等	三重県・建設業界	実施(優先使用)	→	→	→

→ は継続実施



## 三重県建設産業活性化プラン・取組

キーワード	地域貢献
取組 6	地域に貢献できる企業の存続
めざす姿	機動力のある一定規模の企業が存続することは、地域の安全・安心を確保し、地域経済への影響を縮小することができるため、地域・社会貢献に取り組む一定規模の優良な企業が、地域ごとに存続していることをめざします。

取組項目 ○は建設業界、●は三重県、◎は両者が共に取り組む項目

### 1. 地域貢献活動の取組強化

#### ●地域貢献活動の適切な評価

建設企業の地域貢献活動を総合評価方式による入札において適切に評価することにより、地域貢献の取組を強化し、公共事業を受注する概ねすべての建設企業が地域貢献活動に取り組むことをめざします。

また、水防活動を含む消防団活動は、地域の防災面において不可欠な地域貢献活動となることから、消防団活動に協力する企業についても、新たに評価項目として導入します。

#### ○消防団活動等の地域貢献活動の取組強化

建設業界として、従業員が消防団活動に参加することを支援することとし、各企業において、勤務時間中の出勤や訓練への参加を認め、公休扱いにする等の配慮を行います。

また、地域貢献活動の一環として、地元企業による地域の祭り、盆行事、正月行事等への参加、協力を継続していきます。

#### ◎建設企業の地域貢献活動のPR

災害等の緊急対応において、各地域の建設企業の活動がなければ、迅速な対応が不可能であるにもかかわらず、これまでの活動が広く県民に認知されていない状況にあります。

優れた社会資本の整備をはじめ、災害時の緊急対応やボランティア活動等の実態等の地域貢献活動を紹介するビデオやパネルを作成するなどして、建設業の必要性について広く県民の理解が進むよう、公共事業の必要性とともにPRしていきます。

### 2. 地域企業の活用推進

#### ●県内（地域）企業への優先発注

県発注の公共工事においては、従来から県内の建設企業を育成する観点から、発注金額、工事内容に応じて地域要件を設定しており、今後さらに、県内企業でできるものは県内企業に発注することにより、県内企業の受注機会を拡大していきます。

また、地域に貢献し災害等の緊急時に対応できる体制を確保するため、地域で競争性が十分確保できる場合は、地域の実情に応じて入札参加条件を地域に限定するなど発注方法を見直します。

さらに、地元情勢に精通している企業を活用することが有効な工事において、地域の実情に応じ、地域企業の活用を図る総合評価方式を検討し、導入します。

#### ●国等の発注機関への要望（県内企業の活用）

県として、国、NEXCO中日本等の発注機関に対し県内企業の積極的な活用を申し入れていきます。

### 3. 不良・不適格業者等の排除

#### ●不良・不適格業者等への対応

技術者の不適正配置を行っている企業の排除を徹底するため、これまで建設業法違反の監督処分基準の策定や建設業法関係法令等の知識の普及のための講習会等を行っており、今後も経営事項審査の強化、施工体制の確認や立入調査の充実等を図ります。

建設業許可更新時、経営事項審査時において、社会保険の加入状況のチェックや指導監督を行うなど、保険未加入企業の排除に取り組みます。

また、建設工事からの暴力団等の反社会的勢力の排除にも引き続き取り組みます。

#### ●低入札対策の強化

低入札調査基準価格(最低制限価格)については、中央公契連モデルを採用しており、当該モデルが改正された場合は速やかに改正を行います。

また、総合評価方式においては、「品質確保の実効性」、「施工体制の確保」の観点から審査を行う施工体制確認型を導入したことで、低入札による契約が減少していますが、低入札の発生状況等の入札結果を検証したうえで、手持ち工事量の中に低入札で契約した工事がある場合には評価を下げるなど、引き続き低入札対策を強化します。

取組スケジュール					
項目	取組者	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
<b>1. 地域貢献活動の取組強化</b>					
地域貢献活動の適切な評価	三重県	実施(評価) 周知(消防団評価)	→	→	→
			実施	→	→
消防団活動等の地域貢献活動の取組強化	建設業界	検討・実施	→	→	→
建設企業の地域貢献活動のPR	三重県・建設業界	検討・実施	→	→	→
<b>2. 地域企業の活用推進</b>					
県内(地域)企業への優先発注	三重県	検討(制度)	実施	→	→
国等の発注機関への要望(県内企業の活用)	三重県	実施(申し入れ)	→	→	→
<b>3. 不良・不適格業者等の排除</b>					
不良・不適格業者等への対応	三重県	実施(件数拡大) 検討(保険未加入)	→	→	→
			実施	→	→
低入札対策の強化	三重県	検証・実施	→	→	→

→ は継続実施

## 三重県建設産業活性化プラン・取組

キーワード	経営力
取組 7	経営基盤の強化
めざす姿	建設業は過剰供給構造の状況にあり、経営基盤が脆弱となっているため、建設企業の経営の効率化に向けた自助努力とともに、小規模企業の企業合併・連携を推進し、経営基盤の強化をめざします。

**取組項目** ○は建設業界、●は三重県、◎は両者が共に取り組む項目

### 1. 経営の効率化

#### ○原価管理の徹底等経費削減

原価管理においてもマネジメントの視点を盛り込み、予算設定→目標原価率設定→施工中の月次・週次損益の把握→変更協議への積極対応→竣工後の振返り→歩掛りの見直しなどのサイクルを確実に実施できるよう取り組み、原価管理の徹底など経費の削減に積極的に取り組みます。

また、棚卸資産の削減、前払金制度の活用、地域建設業経営強化融資制度（下請セーフティネット債務保証制度）の活用、売掛金・買掛金のバランスコントロール、遊休資産の処分などを行い、キャッシュフローの改善に取り組みます。

#### ○職員の多能工化

建設投資の減少を考慮すると、技術者・技能者が単一職種の作業のみを行うことは非効率であることから、多能工化についての調査研究を行うとともに、その実施により生産性向上を図ります。

### 2. 経営相談・各種融資制度の活用・支援

#### ◎経営相談の活用・支援

中小・中堅企業の新事業展開、事業継承、企業再編・廃業などの建設企業が抱える経営上の課題を広く受け付けるため設置された「経営戦略相談窓口」を利用するとともに、各分野の専門家から構成される「建設経営戦略アドバイザー」によるアドバイスを国と連携して実施します。（建設企業のための経営戦略アドバイザー事業・国）

また、新たに県において関係機関と連携しながら、地域の建設企業が抱える課題等に対して専門家の診断・助言を行うとともに、経営基盤の確立を図るために専門家を派遣するなど、問題解決に向けて支援を行います。

#### ◎各種融資制度の活用・支援

建設投資の減少や競争が激化する中、建設企業の経営の安定化や経営基盤の強化等は重要性を増しています。このため、必要な事業資金について、各種融資制度や保証制度の周知を図り、資金調達の円滑化を推進します。

### 3. 企業合併・連携の推進

#### ◎企業合併・連携への優遇

経営の効率化及び経営基盤の強化等のため、小規模企業の企業合併・連携により経営力強化に取り組む企業について、入札制度において優遇措置を検討し、実施します。

#### ◎経常建設JV制度の運用

中小建設企業が継続的な協業関係を確保して入札に参加する経常建設JV制度の運用により、企業の経営力、施工力の強化を図るとともに、入札制度における優遇措置を検討し、実施します。

#### 4. 入札契約制度の改善

##### ●入札参加資格者の区分である格付けの見直し

建設業が過剰供給構造、過当競争にあるなか、需給バランスを考慮しつつ、入札参加資格者の区分である格付け基準の点数と入札参加可能範囲を見直します。

##### ●適切な積算による入札

入札参加者が適切な見積ができるように、発注者積算の諸条件を明確に示した発注者積算参考資料を公表します。

適切な見積を行うことなく入札に参加する企業もいることから、入札時に提出する工事費内訳書について明細書の提出を義務付けて審査を強化することにより、建設企業における適切な見積による入札参加を促します。

また、予定価格の事前公表により適切な見積を行わずに入札を行った建設企業が受注するといった弊害も指摘されていることから、予定価格の公表時期についても検証していきます。

取組スケジュール					
項目	取組者	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
<b>1. 経営の効率化</b>					
原価管理の徹底等経費削減	建設業界	検討・実施	→	→	→
職員の多能工化	建設業界	検討	実施	→	→
<b>2. 経営相談・各種融資制度の活用・支援</b>					
経営相談の活用・支援	三重県・建設業界	実施(相談会)	→	→	→
各種融資制度の活用・支援	三重県・建設業界	周知・活用	→	→	→
<b>3. 企業合併・連携の推進</b>					
企業合併・連携への優遇	三重県・建設業界	検討(制度)	実施	→	→
経常建設JV制度の運用	三重県・建設業界	検討(制度)	実施	→	→
<b>4. 入札契約制度の改善</b>					
入札参加資格者の区分である格付けの見直し	三重県	検討	周知	実施	→
適切な積算による入札	三重県	実施(積算参考資料)	→	→	→
		検討・実施(工事費内訳書)	→	→	→
		検証(公表時期)	→	→	→

→ は継続実施

## 三重県建設産業活性化プラン・取組

キーワード	経営力
取組 8	新分野進出による経営多角化
めざす姿	建設業は過剰供給構造の状況にあり、経営基盤が脆弱となっていることから、林業や農業等の分野への事業展開など経営多角化に取り組むことにより経営力の強化をめざします。

取組項目 ○は建設業界、●は三重県、◎は両者が共に取り組む項目

### 1. 新分野進出の支援制度・体制の整備

#### ◎経営相談指導や販路開拓の支援

建設市場において成長が見込まれる分野としては、維持管理・リフォームがあり、また、指定管理者制度による施設の管理等に建設企業が参加することなども考えられますが、建設企業には必ずしも新事業展開に向けたノウハウが十分に蓄積されていない現状があります。

こうした経営の多角化を支援するために、関係機関等と連携を図りながら、相談会を開催し、さらに専門家を派遣するなどして、経営力の強化に取り組みます。

また、新分野進出企業のアンケート調査等では、参入よりも参入後の販路開拓などに苦労している事例が多いことから、販路開拓の相談なども支援していきます。

#### ◎各種分野への参入・支援

① 林業分野においては、建設企業の新規参入を促進するための林建連携の取組を実施します。

- ・建設企業を対象に作業路の開設等に関する研修を実施し、建設業の林業への新規参入を促進します。
- ・中山間等を中心とした建設企業を対象に実施した、林業への参入経験や参入に対する関心等のアンケートについて、追跡調査を行い、その後訪問や聞き取り調査により内容を分析し、新規参入の促進を図ります。
- ・各地域の森林組合等林業事業体と建設企業による林建協働協議会を開催し、建設業の林業への新規参入について働きかけを行います。

② 農業分野においては、農業者の高齢化に伴い担い手不足が深刻化していることから、関係機関の連携強化とこれらの活動の体系化を図り、就農希望者への情報発信、就農支援活動などを実施し、新たな担い手として建設企業を始めとする企業に対する農業参入の促進・支援を行います。

また、(財)三重県農林水産支援センターに開設している総合相談窓口において、企業の参入・就農についてのニーズや計画にあわせて、就農から営農定着までの一貫した支援に取り組めます。

③ 福祉分野においては、高齢化社会の進展に伴い市場は拡大していることから、介護・福祉分野への進出について相談に応じ、内容によって専門家を派遣するなどの支援を行います。

### 2. 助成金等の活用促進

#### ◎新分野進出等経営多角化

新分野進出に関する各種助成・支援策について、その周知を図るとともに、これらを活用して経営の多角化を支援します。

① 経営革新支援等

中小企業が、他とは異なる高付加価値の商品・サービスの開発や提供、新たな生産方式・サービスの提供方式の導入などに取り組むことで、経営の革新・向上を図る場合に、気運醸成から計画作成を支援し、目標達成のためのフォローを行います。

- ② 新商品・新技術の研究開発支援等  
 中小企業が自らの経営戦略に基づいて取り組む、新商品・新技術等の研究開発等を支援していきます。
- ③ 第2創業支援等  
 中小企業の新分野進出（第2創業）を進めるため、経営人材の育成やビジネスプランの実現を支援します。
- ④ 新規ビジネスの創出支援等  
 「みえ地域コミュニティ応援ファンド」及び「みえ農商工連携推進ファンド」を活用し、地域課題の解決や地域資源を活用した新たなビジネスの創出に支援を行います。
- ⑤ 健康、環境分野等への進出に向けた支援  
 新成長戦略において重点強化の対象となっている健康、環境分野等に該当する事業への新分野進出（創業、異業種への進出）をめざすため、中小企業事業主が、知事による改善計画の認定を受け、その改善計画に基づき、新分野進出に必要な中小企業者の経営基盤の強化に資する人材を新たに雇い入れた場合に、中小企業基盤人材確保助成金（厚生労働省の助成金）により支援します。
- ⑥ 経営革新関連保証の活用による支援〔実施者：三重県信用保証協会〕  
 知事の認定を受けた経営革新計画に基づき、新たな商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供等の事業活動を行うことにより経営革新を図る建設企業に対し、信用保証を行うことで支援します。

取組スケジュール					
項目	取組者	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
<b>1. 新分野進出の支援制度・体制の整備</b>					
経営相談指導や販路開拓の支援	三重県・建設業界	実施(相談会)	→	→	→
各種分野への参入・支援	三重県・建設業界	林業参入実施(林建連携)	→	→	→
		農業参入実施(支援)	→	→	→
		福祉参入実施(支援)	→	→	→
<b>2. 助成金等の活用促進</b>					
新分野進出等経営多角化	三重県・建設業界	周知・活用	→	→	→

→ は継続実施

## (参考資料)

### ・三重県建設産業活性化プラン検討会議

#### (1) 設置要領

##### (設置)

第1条 三重県の地域における建設業のあるべき姿を実現するための施策をまとめた「三重県建設産業活性化プラン」(以下「プラン」という。)を策定するにあたり、有識者で構成する「三重県建設産業活性化プラン検討会議」(以下「会議」という。)を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 会議は、プランの策定に関する事項について、意見を述べるものとする。

##### (委員の委嘱、任期)

- 第3条 委員は、優れた見識を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 2 前項の規定に関わらず、会議が必要と判断した場合においては臨時的に第三者を委員とすることができる。
  - 3 委員の任期は、会議解散時までとする。
  - 4 委員は、その職務を遂行するにあたっては公正不偏の立場で検討・議論をしなければならない。

##### (委員長)

- 第5条 会議に委員長をおき、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会議を代表し、会議を総括する。

##### (会議)

第6条 会議は、必要に応じて知事が招集し開催する。

##### (庶務)

第7条 会議の庶務は、県土整備部建設業室が行う。

##### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

##### 附 則

- 1 この要領は、平成23年6月15日から施行する。

別表 三重県建設産業活性化プラン検討会議 委員名簿

所 属	分 野	委員職氏名	
国立大学法人 三重大学	学識経験者（経済政策）	名誉教授	渡邊悌爾
株式会社百五経済研究所	シンクタンク	経営コンサルティング部 主任研究員	川北晃二
東日本建設業保証株式会社	保証会社	三重支店長	遠山憲幸
三重県信用保証協会	金融	専務理事	辻村正彰
財団法人 三重県産業支援センター	経営、人材育成	常務理事	片山良夫
三重県中小企業団体中央会	経営	事務局長	伊藤良夫
三重県森林組合連合会	林業	代表理事長	青木民夫
財団法人 三重県農林水産支援センター	農業	常務理事	芝田充弘
社団法人三重県建設業協会	建設業関係	会長	山下 晃
三重県	行政	県土整備部長	北川貴志

（２）開催状況

第1回 平成23年8月25日

第2回 平成24年2月 9日



三重県建設産業活性化プラン

技術力を持ち地域に貢献できる建設業  
～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～

平成24年3月  
三 重 県

(事務局：三重県県土整備部)

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

電話番号 059-224-2723

FAX 059-224-3290

E-mail kengyo@pref.mie.jp

ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/>